

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県小牧市久保一色南二丁目一〇八番地、最後の住所愛知県春日井市南下原町六丁目一五番地 被相続人 亡 野畑 武則
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月九日

名古屋市中区丸の内一丁目三番一号 ライ オンズビル丸の内三階 旭合同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 福島 宏美
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区かの里二丁目五〇五番地一、最後の住所愛知県瀬戸市今池町五八番地の一 シャトレ愛松瀬戸六〇三 被相続人 亡 伊藤 慎悟
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月九日

名古屋市中区丸の内二丁目一二番一三三号丸の内プラザビル四階 弁護士法人せいわ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 布留谷 望
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県清須市西枇杷島町日の出五六番地、最後の住所名古屋市中区西枇杷島二丁目七番一八号 被相続人 亡 伊藤 雅修
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月九日

名古屋市中区丸の内三丁目一四一三三三の内三丁目ビル四階 コナトス法律事務所
名古屋事務所
相続財産清算人 弁護士 藤本 峻

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都日野市程久保一丁目五番地二四、最後の住所東京都日野市程久保一丁目五番地の二四 被相続人 亡 漢聚 吉浩
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月九日

愛知県豊田市若宮町二丁目一六番地一中村ビル四階 けやき通り法律事務所
相続財産清算人 弁護士 梅村 浩司
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西淀川区佃二丁目三六番地、最後の住所大阪府大阪市西淀川区大和田四丁目一四番二一 被相続人 亡 森口 善行
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月九日

大阪府天王寺区上本町六丁目九番一〇号青山ビル本館四〇七一一号 被相続人 亡 佐田 優
相続財産清算人 弁護士 足田 優
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市尊延寺四丁目六番、最後の住所大阪府枚方市尊延寺四丁目六番二二 被相続人 亡 二ノ丸公代
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月九日

大阪府北区西天満五―九―三アールビル本館四階 相続財産清算人 弁護士 塩路 涼
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市長田区浜添通一丁目三番地、最後の住所兵庫県神戸市北区星和台四丁目一〇番地の二九 被相続人 亡 成田 久江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月九日

兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目一番一号センタープラザ西館五〇一号室神戸中央法律事務所 相続財産清算人 中尾 悦子
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県香芝市下田東三丁目一二五六番地二、最後の住所奈良県香芝市すみれ野一丁目一二番地三 被相続人 亡 辻本 雅則
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月九日

奈良市登大路町五番地 修徳ビル一階 登大路総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 嶋岡 英司
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区大字浅川九四〇番地、最後の住所広島市安佐南区上安二丁目二〇番三三三 被相続人 亡 橋本 耕一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月九日

広島市安佐南区上安二丁目三三番八号 相続財産清算人 司法書士 井上 進
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市東区牛田東二丁目一五番、最後の住所広島市東区牛田東二丁目一番一〇一三〇四号 被相続人 亡 中村 一昭
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月九日

広島市中区国泰寺町一丁目五番二四一八〇号 相続財産清算人 司法書士 山本 貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市山県町二一番地、最後の住所福岡県鞍手郡鞍手町大字中山三五九番地 被相続人 亡 山口 明裕
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月九日

長崎県佐世保市島瀬町四番一二号シテイヒルズカズバ四〇一・七一 春風税務法律事務所
相続財産清算人 弁護士 秋山 久典
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城吉尾町六一〇番地、最後の住所宮崎県都城山田町中霧島三五三八番地の二 被相続人 亡 志々目 浩成
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月九日

宮崎県都城山田町中霧島三五三八番地の二 被相続人 亡 志々目 浩成
相続財産清算人 司法書士 野海 芳久

第108期決算公告

令和8年5月27日

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原476

箱根温泉供給株式会社

代表取締役社長 石村 隆生

貸借対照表の要旨

(令和8年3月31日現在) (単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,059,312	流動負債	106,392
固定資産	1,987,359	固定負債	886,551
		資本	2,053,728
		剰余金	57,600
		準備金	5,158
		利益剰余金	5,158
		利益剰余金	1,993,166
		利益剰余金	14,400
		その他利益剰余金	1,978,766
		(うち当期純利益)	(131,612)
		自己株式	△2,196
資産合計	3,046,671	負債・純資産合計	3,046,671